

こども医療費助成の市町実施状況一覧

令和6年10月1日現在

			助成対象(0歳～)		自己負担額			入院時の食事助成	備考
			15歳年度末	18歳年度末	有・無	負担回数	有の対象		
1	下田市	通院	○	○	無			○	
		入院	○	○	無				
2	東伊豆町	通院	○	○	無			○	
		入院	○	○	無				
3	河津町	通院	○	○	無			○	
		入院	○	○	無				
4	南伊豆町	通院	○	○	無			○	
		入院	○	○	無				
5	松崎町	通院	○	○	無			○	
		入院	○	○	無				
6	西伊豆町	通院	○	○	無			○	
		入院	○	○	無				
7	熱海市	通院	○	○	無			○	
		入院	○	○	無				
8	伊東市	通院	○	○	無			○	
		入院	○	○	無				
9	沼津市	通院	○	○	無			○	
		入院	○	○	無				
10	三島市	通院	○	○	無			○	
		入院	○	○	無				
11	裾野市	通院	○	○	500円	月2回まで	小中高生	○	未就学児の通院自己負担は無し
		入院	○	○	無				
12	伊豆の国市	通院	○	○	無			○	
		入院	○	○	無				
13	伊豆市	通院	○	○	無			○	
		入院	○	○	無				
14	函南町	通院	○	○	無			○	
		入院	○	○	無				
15	清水町	通院	○	○	無			○	
		入院	○	○	無				
16	長泉町	通院	○	○	無			○	
		入院	○	○	無				
17	御殿場市	通院	○	○	無			○	
		入院	○	○	無				
18	小山町	通院	○	○	無			○	
		入院	○	○	無				
19	富士宮市	通院	○	○	無			○	
		入院	○	○	無				
20	富士市	通院	○	○	500円	月4回まで	全員	○	所得合計が児童扶養手当所得制限額未満の場合、申請により自己負担金を償還
		入院	○	○	無				
21	島田市	通院	○	○	無			○	
		入院	○	○	無				
22	焼津市	通院	○	○	無			○	
		入院	○	○	無				
23	藤枝市	通院	○	○	無			○	
		入院	○	○	無				
24	牧之原市	通院	○	○	無			○	
		入院	○	○	無				
25	吉田町	通院	○	○	無			○	
		入院	○	○	無				
26	川根本町	通院	○	○	無			○	
		入院	○	○	無				
27	磐田市	通院	○	○	無			○	
		入院	○	○	無				
28	掛川市	通院	○	○	無			○	
		入院	○	○	無				
29	袋井市	通院	○	○	無			○	
		入院	○	○	無				
30	御前崎市	通院	○	○	無			○	
		入院	○	○	無				
31	菊川市	通院	○	○	無			○	
		入院	○	○	無				
32	森町	通院	○	○	無			○	
		入院	○	○	無				
33	湖西市	通院	○	○	無			○	
		入院	○	○	無				
34	静岡市	通院	○	○	500円	毎回	1歳以上	○	1歳未満の通院自己負担は無し
		入院	○	○	無				
35	浜松市	通院	○	○	500円	毎回	小中高生	○	小中高生の通院の時間外診療は助成対象外。乳幼児の通院自己負担は無し(時間外は1回500円)
		入院	○	○	無				

※ 所得制限: 全市町なし

※ 現物給付方式(医療機関でこども医療費助成制度の自己負担額のみを支払う方式): 全市町

※ 食事助成欄の○は、市町上乗せ助成により医療機関窓口徴収なし

※ 市町によって「18歳年度末まで(高校生相当年齢)」の助成要件(婚姻時・就労時など)が異なる

【令和6年10月1日改正内容】

市町名	変更点	変更内容
富士宮市	通院時自己負担額	変更前:月4回まで1回につき最大500円の自己負担 変更後:自己負担なし
藤枝市	・通院の自己負担額 ・入院時の食事助成	・通院の自己負担なし ・入院時食事療養費(標準負担額)の助成
富士市	自己負担金の償還 (所得制限あり)	所得合計が児童扶養手当所得制限額未満の場合、申請により自己負担金を償還
南伊豆 御殿場市	入院時の食事助成 通院自己負担	令和6年10月1日から助成開始 自己負担有(上限:月1回500円) →無